

青森県報

第二千六百三十三号

平成十八年
三月十五日
(水曜日)

目次

規 則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……二

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……二

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業の廃止の届出……………(同) ……三

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……三

児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業の廃止の届出……………(同) ……三

児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……三

公 告

争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……四

土地改良事業計画変更の認可……………(農村整備課) ……四

出先機関

土地改良事業計画変更協議の適当の決定……………(中農林水産部) ……四

青森県営農大学校の短期研修……………(営農大校) ……五

選挙管理委員会……………(事務局) ……六

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数……………(事務局) ……六

規 則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成十二年三月青森県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 医療法人 幸仁会	主たる事務所の所在地又は住所 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	居宅サービスの種類 短期入所療養介護	名称 高松病院	居宅サービス事業を行う事業所 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	廃止年月日 平成一八・三・一六

青森県告示第百一十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百一十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百一十五条第二号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 高松病院	開設の場所 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	指定辞退年月日 平成一八・三・一六
------------	-----------------------------	----------------------

青森県告示第百一十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		廃止年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮一園二丁目八の八	居宅介護等事業	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野町一の七九	平成一八・三・一六
社会福祉法人 岩木町社会福祉協議会	中津軽郡岩木町大字賀田字大浦四の一	居宅介護等事業	社会福祉法人 岩木町社会福祉協議会	中津軽郡岩木町大字賀田字大浦四の一	"
社会福祉法人 名川町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	居宅介護等事業	社会福祉法人 名川町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	"
社会福祉法人 南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四五	居宅介護等事業	社会福祉法人 南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四五	"

青森県告示第百一十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮一園二丁目八の八	居宅介護等事業	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野町一の七九	平成一八・三・一六

社会福祉法人 南部町社会福 祉協議会	三戸郡南部町 大字平字広場 二八の一名川 老人福祉セン ター内	居宅介護 等事業	南部町社会福 祉協議会居宅 介護事業所	三戸郡南部町 大字平字広場 二八の一名川 老人福祉セン ター内	"
--------------------------	---	-------------	---------------------------	---	---

青森県告示第二百十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	知的障害者居宅支援	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会	弘前市大字宮 一園二丁目八の 一	社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会	弘前市大字宮 野町一の七九 一六・三・三六
社会福祉法人 岩木町社会福 祉協議会	中津軽郡岩木 町大字賀田字 大浦四の一	社会福祉法人 岩木町社会福 祉協議会	中津軽郡岩木 町大字賀田字 大浦四の一
社会福祉法人 名川町社会福 祉協議会	三戸郡南部町 大字平字広場 二八の一	社会福祉法人 名川町社会福 祉協議会	三戸郡南部町 大字平字広場 二八の一
社会福祉法人 南部町社会福 祉協議会	三戸郡南部町 大字沖田面字 千刈四五	社会福祉法人 南部町社会福 祉協議会	三戸郡南部町 大字沖田面字 千刈四五

青森県告示第二百十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	知的障害者居宅支援	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	指定期日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人 南部町社会福 祉協議会	三戸郡南部町 大字平字広場 二八の一名川 老人福祉セン ター内	社会福祉法人 南部町社会福 祉協議会居宅 介護事業所	三戸郡南部町 大字平字広場 二八の一名川 老人福祉セン ター内
社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会	弘前市大字宮 一園二丁目八の 一	社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会ホ ムヘルセン ター	弘前市大字宮 野町一の七九 一六・三・一

青森県告示第二百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会	弘前市大字宮 一園二丁目八の 一	社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会	弘前市大字宮 野町一の七九 一六・三・三六

青森県告示第二百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、

次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三
第一号の規定により公示する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会	主たる事務 所の所在地	弘前市大字宮 一園二丁目八の 八	児童居宅 支援の種 類	居宅介護 等事業	児童居宅生活支援事業を 行う事業所	名 称	社会福祉法人 弘前市社会福 祉協議会ホ ムヘルブサ ー	所 在 地	弘前市大字富 野町一の七九 一	指 定 年 月 日	平成 一八・三・一
-----------	-----	--------------------------	----------------	------------------------	-------------------	-------------	----------------------	-----	---	-------	-----------------------	--------------	--------------

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本
公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に
基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令
（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
賃金引き上げと医療労働省の大幅増員及び労働条件の改善等
- 二 争議行為をなす日時
平成十八年三月十六日午前零時以降妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一

部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部
争議行為の概要

右記の場所ですべて的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をは
じめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、石
川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十八年三月六日認可したの
で、同条第十一項の規定により公告する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

出 先 機 関

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用
する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、弘前市
に係る鬼神堰地区の土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法
第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法
第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月十五日

中南地方農林水産事務所長 喜 多 山 秀 美

縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 条例の写し

縦覧の期間

平成十八年三月十六日から同年四月十三日まで
 三 縦覧の場所
 弘前市役所

青森県営農大校告示第一号

青森県営農大校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期研修（農業機械利用技能者育成研修）を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年三月十五日

青森県営農大校長 小 野 祐 司

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成十九年一月二十九日から二月二日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業機械士養成研修	平成十八年七月三日から同月七日まで	三十二人	青森県農業大校生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成十八年九月四日から同月八日まで	三十五人	青森県営農大校生	
	平成十八年九月二十五日から同月二十九日まで	三十五人		
	平成十八年十二月四日から同月八日まで	二十人	農業者及び農業関係者	
農業安全研修	平成十八年八月二十一日から同月二十五日まで	十八人	農業者及び農業関係者	大型特殊免許（農耕用自動車）技能試験及び農業機械士養成研修教科の一部
	平成十八年十一月六日から同月十日まで	十八人		

現地農業安全研修
 平成十八年七月二十四日から同月二十八日まで
 十八人

トラクター基礎研修
 平成十八年六月八日から同月十六日まで
 二十三人

けん引技術研修
 平成十八年四月十九日から五月二日まで
 十六人

けん引技術研修
 平成十八年五月十三日から同月二十三日まで
 十六人

けん引技術研修
 平成十八年五月二十四日から六月六日まで
 十六人

けん引技術研修
 平成十八年九月二十三日から同月二十三日まで
 十八人

けん引技術研修
 平成十八年十一月十五日から同月二十二日まで
 十八人

特別研修	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
けん引技術研修	平成十八年四月十九日から五月二日まで	十六人	青森県営農大校生	けん引免許（農耕用自動車）技能試験受験
けん引技術研修	平成十八年五月十三日から同月二十三日まで	十六人	青森県営農大校生	
けん引技術研修	平成十八年五月二十四日から六月六日まで	十六人	青森県営農大校生	
けん引技術研修	平成十八年九月二十三日から同月二十三日まで	十八人	農業者及び農業関係者	
けん引技術研修	平成十八年十一月十五日から同月二十二日まで	十八人	農業者及び農業関係者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費
- 2 大型特殊、けん引免許技能試験受験者は、運転免許技能試験受験に係る手数料
- 3 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費（十一月から四月の間）、諸経費

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十八年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、八一五人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六五、一二四人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 - 東津軽郡選挙区 八、六三一 人
 - 西津軽郡選挙区 一七、九六〇 人
 - 南津軽郡選挙区 二五、九九五 人
 - 北津軽郡選挙区 一六、八五六 人
 - 上北郡選挙区 三一、〇九一 人
 - 下北郡選挙区 一〇、三二三 人
 - 三戸郡選挙区 二四、三四八 人
 - 青森市選挙区 七九、六五一 人

- 弘前市選挙区 五二、一二三人
- 八戸市選挙区 六四、五二一人
- 黒石市選挙区 一〇、五五六 人
- 五所川原市選挙区 一三、三四二人
- 十和田市選挙区 一六、八七一 人
- 三沢市選挙区 一一、三五七 人
- むつ市選挙区 一三、三〇四 人

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一の表中

国民健康保険百石病院	百石町字上明堂一の一	を削り、
医療法人正恵会石田温泉病院	百石町字上前田二の一	
医療法人社団良風会ちびき病院	東北町字石坂三二の四	を
医療法人社団良風会ちびき病院	東北町字石坂三二の四	
国民健康保険おいらせ病院	おいらせ町上明堂一の一	に改める。
医療法人正恵会石田温泉病院	おいらせ町上前田二の一	

二の表中		特別養護老人ホーム弘前園	〃	大字鬼沢字山ノ越二四九	を
二の表中		特別養護老人ホーム弘前園	〃	大字鬼沢字山ノ越二四九	を
二の表中		松山荘	七三	大字百沢字小松野八七の一	に改め、
二の表中		津軽ひかり荘	七五	大字百沢字小松野八七の一	に改め、
二の表中		松山荘	〃	中津軽郡岩木町大字百沢字小松野八七の一七三	を削り、
二の表中		津軽ひかり荘	〃	岩木町大字百沢字小松野八七の一七五	を削り、
二の表中		百石荘	〃	百石町字沼端三七〇の一	を削り、
二の表中		木崎野荘	〃	下田町字向山二の二二六三	を削り、
二の表中		ぼんてん荘	三〇の一六	六ヶ所村大字出戸字棚沢一三〇の一六	を
二の表中		百石荘	〃	おいらせ町沼端三七〇の一	に改める。
二の表中		木崎野荘	三	おいらせ町向山二の二二六	に改める。
二の表中		千年園	〃	弘前市大字原ヶ平字山中三九の一	を

五の表中		山郷館	〃	中津軽郡岩木町大字百沢字東岩木山二六二八	を削る。
五の表中		山郷館	八	大字百沢字東岩木山二六一	に改め、
五の表中		千年園	〃	弘前市大字原ヶ平字山中三九の一	に改め、
五の表中		サンタハウス弘前	〇	大字大川字中桜川一八の一	を
五の表中		サンタハウス弘前	〇	大字大川字中桜川一八の一	を
五の表中		鳥井野荘	〃	大字鳥井野字長田二六五	に改め、
五の表中		鳥井野荘	二六五	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田二六五	を削り、
五の表中		しもだ	〃	下田町字向山二五九二の七	を
五の表中		しもだ	七	おいらせ町向山二五九二の七	に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭